令和８年度　宮城県障害者相談支援従事者主任研修　募集要綱

１．主催者

宮城県、一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

２．受講対象者（定員１８名）

全日程を受講できる者で、次の（１）から（５）の全てに該当する者

（１） 相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センター（以下「地域相談支援事業所等」という。）において従事した期間が、通算して３年かつ３６か月以上である（管理者として兼務した期間も算定できる。）。

（２） 受講申込み時点で、宮城県内にある地域相談支援事業所等において従事しており、本研修の修了後も引き続き従事する予定がある者として、その所属長が認めた者である。

（３） 次のいずれかに該当する。

イ　令和元年度から令和８年度までの間に実施した宮城県相談支援従事者研修又は宮城県サービス管理責任者等研修の企画又は講師として携わったことがある（ファシリテーター養成研修受講者としての講師補助は含まない。）。

ロ　基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者である。

（４） 本研修の修了後、所属する相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対して、資質の向上のための取組を実施する者として、その事業所が所在する市町村が推薦する者である。（※市町村は推薦の判断にあたり、当該地域の自立支援協議会及び基幹相談支援センター等の意見を確認することができるものとします。）

（５） 本研修の修了後、宮城県障害者相談支援従事者研修の企画又は講師として携わることができる。

３．日程（全５日間）及び会場

日程		研修形態	会場等
１日目	１月２７日（水）から ２月１２日（金）まで	講義 （約６時間）	e-ラーニングによる受講
２日目	２月１３日（土）	講義・演習	宮城県庁　１階　１０１会議室 （仙台市青葉区本町３丁目８－１）
３日目	２月１４日（日）		
４日目	２月２７日（土）		
５日目	２月２８日（日）		

・詳細については、別紙「研修カリキュラム」をご覧ください。
・１日目の講義部分は、各自e-ラーニング（オンラインで配信する動画）視聴による実施とします。
・受講方法の詳細は，受講可否通知と併せてお知らせします。
・動画視聴による講義受講も修了要件の一つとなります。
・原則、 期間外での視聴はできませんので、ご注意ください。

４．受講料
・２２，０００円（税込。テキスト代を含む。）
・振込先については、受講可否通知と併せてお知らせします。
・振込後、自己都合により受講を辞退した場合や受講決定が取り消された場合等、いかなる理由があっても返金は致しかねます。期日を超過しての振込も同様です。
・受講料以外の払込手数料や参加旅費などは受講者負担となります。

５．受講申込み
（1）申込手順
① 下記②の WEB 上の申込フォームに必要な情報を入力して送信すると、入力内容を転記した以下の申請書類（PDF）を出力できます。出力した書類を印刷し、推薦又は証明を受けて、PDF もしくは画像ファイルにしてください。様式１の推薦欄（事業所・市町村）と様式３の証明者の欄は、自署のうえ押印をお願いします。＊ PDFや画像ファイルに変換する際は，文字等が鮮明で読める画質でおこなってください。

書類名	備考
様式１ 受講申込書	申込フォームから出力し、自署の上、 ①所属事業所又は所属法人の代表者及び ②事業所が所在する市町村からの推薦を受ける。
様式２ 実務経験記載票	申込フォームに入力した実務経験から出力する。
様式３ 実務経験証明書	様式２に記載した事業所ごとに申込フォームから出力し、各事業所の証明を受ける。

② 以下の WEB 上の申込フォームに必要な情報を入力してください。
URL：（https://script.google.com/macros/s/AKfycbzHKt-BATq9ZBmjKGkMwthm6ls6R3eJoeSIVJkGdNVoXqr6cjwX05cT03zCESZoAvJ/exec?type=shunin）
二次元コード：

③申込後、受付完了メールに記載された「あなた専用のお申込みページ」から、下記の必要書類をPDFファイルか画像ファイルでアップロードしてください（申込期限まで）。

書類名	備考
様式１ 受講申込書	①所属事業所又は所属法人の代表者及び②事業所が所在する市町村からの推薦が必要となります。
様式２ 実務経験記載票	申込フォームから出力したものをアップロードしてください。
様式３ 実務経験証明書	現任研修修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（２.受講対象者（1）に掲げる事業所等）に従事した期間が、通算して３年かつ３６か月以上であることを確認できるものをご提出ください。 ※通算３年かつ３６か月以上を満たしていれば、すべての事業所について証明書を提出しなくても構いません。
相談支援従事者初任者研修修了証書の写し	※紛失した場合の対応は、９．その他をご参照ください。
相談支援従事者現任研修修了証書の写し	ご自身が受講した初めての現任研修の修了証書をご提出ください。 ※紛失した場合の対応は、９．その他をご参照ください。
姓変更等を証明する書類	受講申込書と研修修了証書の姓が異なる場合、添付してください。
＜受講者選考課題＞ 1. 基本情報 2. サービス等利用計画（障害児支援利用計画） 3. 週間計画表 4. ニーズ整理票（A3） 5. 受講要件（３） イまたはロを証明する資料	宮城県ウェブサイト（https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html）またはMSKウェブサイト（https://www.msk35.org/?page_id=1744から様式をダウンロードし、作成・アップロードしてください。

・ファイル管理にはGoogleWorkspaceのGoogleドライブと認証にGoogleCLOUDを使用しております。

・**申込者１人につき１件**ずつお申込ください。

・**申込期限に必要な書類が間に合わない，書類不備の訂正指示があった場合に不備の修正ができなかった場合など，申込内容に不備があった場合には受講申込を受理できない**場合がありますので，この募集要項を熟読の上，お申込みください。

・送付いただいた書類内容の確認を行う場合は０８０-２８３３-５９７３（MSK事務局）から発信いたします。

（２）申込期限

令和８年１２月１０日（木）１７時まで

（３）受講申込みおよび受講決定後に辞退する場合

速やかに一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会（MSK）宛てに電話またはメールで連絡の上、宮城県ホームページまたは一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会研修ホームページより法定研修辞退届出書をダウンロードし、**簡易書留やレターパックなど郵送記録が残る方法または「あなた専用のお申込みページ」からのアップロード**にてご提出ください。

（４）問合せ先

問合せ内容	問合せ先	連絡先
受講申込・辞退に関すること 受講可否の結果に関すること	一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会（MSK）	※メールにてお問い合わせください。 office@msk35.org
初任者研修及び現任研修修了証書の紛失に関すること	宮城県保健福祉部障害福祉課 企画推進班	０２２－２１１－２５３８
人員、運営基準に関すること	事業所の指定、委託を行う市町村又は県	

※「相談支援従事者研修 Q&A 一覧」の内容を十分 にご確認のうえ、お問い合わせください。

１．選考

（１） 方法

・各圏域の申込状況、受講申込書への記載内容、選考課題の内容を踏まえて選考いたします。

・受講決定後、選考結果に関する問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

（２）定員を超過した場合の優先順位

・本研修は、主任相談支援専門員の養成を目的としています。既に主任研修を修了した方も申込みいただけますが、新規の申込者を優先して選考を行います。

・申込み時点で基幹相談支援センターへ配置されている、又は地域自立支援協議会の事務局運営を担っている申込者を優先して選考を行います。

（２） 資格更新を目的とされる方へ

・選考の結果、受講不可となった場合、資格が失効する恐れがあることを十分にご理解の上、お申し込みください。確実な資格更新を目的とする場合は、別途実施される「相談支援従事者現任研修」の受講を推奨します。

７．受講可否通知

・令和９年１月中旬までに,お申込み頂いたメールアドレスへメールにて結果をお知らせする予定で

す。各自でご確認をお願い致します。

・受講可否決定に関するお問い合わせは，決定通知メールの発行日より10日以内とさせていただきます。それ以降にお問合せを頂いても，可否決定を再検討・変更することはできませんので，予めご了承ください。

・受講決定通知と併せて、受講料振込先、事前課題等についてお知らせいたします。

８．修了要件

・５日間の全ての科目を受講した者には，宮城県から修了証書を授与します。

・次の場合は受講決定を取り消し，修了を認めません。

（1） 受講決定後にお知らせする課題を期限までに提出できない場合

（2） 自己都合により遅刻、早退又は途中退席した場合

（3） 著しく受講態度が悪い者（私語、居眠り、指示があった際以外の携帯電話等の使用、進行の妨害，退席が頻繁にある，講師や主催者の指示に従わない等）に指導を行い，改善されなかった場合

（4） 申込内容に虚偽のあることが判明した場合（過去の修了を取り消す場合があります。）

９.その他

・修了証書を紛失した場合等には、修了証書に代わる「修了証明書」を県から発行しています。宮城県のウェブサイト（https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html）から「修了証明書発行願」をダウンロードして作成し、宮城県保健福祉部障害福祉課宛てに御提出ください。

・やむを得ず研修を中止又は延期する場合やその他連絡事項は、宮城県のウェブサイト（https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html）および MSK ウェブサイト（https://www.msk35.org/?page_id=1744）でお知らせします。

・体調不良の場合は受講をお控えください。また,感染防止対策にご協力ください。

・研修会場では，随時ドアを開放して換気を行います。

・研修会場に駐車場はありませんので公共交通機関をご利用いただくか,最寄りのコインパーキング等をご利用ください。

・宿泊場所や研修中の昼食は、各自で手配してください。なお、研修会場は水以外の飲食はできない場合がありますので、事務局の指示に従ってください。

・研修の録画及び録音は御遠慮ください。

・受講者の個人情報は、本研修事業の運営，統計資料の作成，市町村への確認及び情報提供に使用することがあります。他の目的で使用したり無断で第三者に提供したりすることはありません。